

みやぎ型管理運営方式 公募関係資料
新旧対照表

令和2年10月27日（火）

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
1	優先交渉権者選定基準	別紙1-1	【提案全体に係る留意点】	2)各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。ただし、各提案項目に共通する施策については、任意の項目に施策の内容を記載し、その他の項目においては当該記載箇所を参照することは妨げない。	2)各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。	各提案項目に共通する施策について、記載内容の参照を妨げないこととしたため
2	優先交渉権者選定基準	別紙1-7	4-1上水の水質管理評価基準 良	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。追加提案においては、水質実績を踏まえた管理目標値設定が含まれている。	現行体制以上となる提案として水質実績を踏まえた管理目標値設定があり、具体的かつ効果的と認められる。	表現の明確化
3	優先交渉権者選定基準	別紙1-7	4-1上水の水質管理記載上の留意事項	①法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。	②法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。	対応番号の修正
4	優先交渉権者選定基準	別紙1-12	6-1改築・修繕方針記載上の留意事項	①②保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。 ①②1-1の本事業等の全体方針及び1-2の現状分析及び課題整理を踏まえ、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載すること。 ①②本事業期間終了後も継続的に使用でき、運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること。	①保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。 ①1-1の本事業等の全体方針及び1-2の現状分析及び課題整理を踏まえ、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載すること。 ①本事業期間終了後も継続的に使用でき、運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること	対応番号の修正
5	優先交渉権者選定基準	別紙1-12	6-1改築・修繕方針記載上の留意事項	②9個別事業ごとに改築・修繕計画を記載すること。	②9個別事業ごとの改築・修繕計画を対応様式に記載すること。	文言整理
6	優先交渉権者選定基準	別紙1-16	8-2事故時における対応記載必須項目	②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等（設備故障等含む）	②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等設備故障等含む）	文言整理
7	優先交渉権者選定基準	別紙1-16	8-2事故時における対応記載上の留意事項	①②3事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。 ①上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。 ①下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。 ②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。 ②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。 ※番号修正に伴い、修正後の番号で並び替えを行った。	①3事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。 ②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。 ②上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。 ②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。 ②下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。	対応番号の修正

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（案） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
1	要求水準書（案）	108	10.1	運営権者は、運営権設定対象施設等及び 運営権者から県に譲渡予定の資産³⁸ を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることを確認すること。	運営権者は、運営権設定対象施設等及び 譲渡対象資産 を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることを確認すること。	表現の明確化
2	要求水準書（案）	108	脚注38	本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものをいう。	-	表現の明確化
3	要求水準書（案）	109	脚注39	脚注39	脚注38	No.1の追加へ対応するための文言整理
4	要求水準書（案）	109	脚注40	脚注40	脚注39	No.1の追加へ対応するための文言整理
5	要求水準書（案）	別紙3-2-1	基準項目別No.8	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下※6 ※6 令和2年4月に、水質基準が0.02mg/L以下に改正予定である。	水質基準等の改正へ対応するための修正
6	要求水準書（案）	別紙3-2-1	※6	※6	※7	No.5の追加へ対応するための文言整理
7	要求水準書（案）	別紙3-2-1	水道水質基準項目（水道用水供給事業） 県独自基準 大崎広域水道	麓山系受水点 中峰系受水点	麓山系末端受水点 中峰系末端受水点	文言調整
8	要求水準書（案）	別紙3-2-1	水道水質基準項目（水道用水供給事業） 県独自基準仙南・仙塩広域水道	南部山系受水点	南部山系末端受水点	文言調整
9	要求水準書（案）	別紙3-3-3	表4-1	検査項目：31 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA） 目標値：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L以下（暫定） 検査頻度：大崎1回/年、仙南・仙塩1回/年	-	水質基準等の改正へ対応するための修正
10	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号27	目標値：0.08以下	目標値：0.3以下	水質基準等の改正へ対応するための修正
11	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号44	目標値：0.01以下	目標値：0.005以下	水質基準等の改正へ対応するための修正
12	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号90	目標値：0.007以下	目標値：0.004以下	水質基準等の改正へ対応するための修正
13	要求水準書（案）	別紙3-5-2	※	下水道法に準じて水質日常試験・中試験を行い、その結果の月平均値が県基準を満たすこと。	-	表現の明確化
14	要求水準書（案）	9	2.1.4	なお、提出期限は、年間業務報告書については事業年度末から 90日 以内、半期業務報告書については第2四半期末から 45日 以内、四半期業務報告書については各四半期末から 45日 以内とする。	なお、提出期限は、年間業務報告書については事業年度末から 60日 以内、半期業務報告書については第2四半期末から 30日 以内、四半期業務報告書については各四半期末から 30日 以内とする。	書類の提出時期を変更することとしたため
15	要求水準書（案）	12	表 各業務における区分経理	対象業務：第2.に示す経営に関する業務、第3.に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第2.に示す経営に関する業務、第3.に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）	財務諸表の区分に合わせた表構成に変更

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
16	要求水準書（案）	12	表 各業務における区分経理	対象業務：第4.に示す運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務 ⁸ とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第4.に示す運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分するとともに、運営権に基づいて実施する業務 ⁸ とそれに該当しない業務を区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）	表現の明確化
17	要求水準書（案）	12	表 各業務における区分経理	対象業務：第5.に示す本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務 ⁸ とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第5.に示す本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務 区分経理の詳細：運営権に基づいて実施する業務とそれに該当しない業務を区分して管理	表現の明確化
18	要求水準書（案）	12	表 各業務における区分経理	対象業務：第6.に示す土地、建築物及び工作物等貸付業務 区分経理の詳細：運営権に基づいて実施する業務とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第6.に示す土地、建築物及び工作物等貸付業務 区分経理の詳細：第6.に示す業務ごとの区分経理は求めない	財務諸表の区分に合わせた表構成に変更
19	要求水準書（案）	12	表 各業務における区分経理	対象業務：第8.に示す危機管理に関する業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務 ⁸ とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第8.に示す危機管理に関する業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）	財務諸表の区分に合わせた表構成に変更
20	要求水準書（案）	13	2.3	・下表に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から90日以内に県に提出すること。	・下表に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から60日以内に県に提出すること。	書類の提出時期を変更することとしたため
21	要求水準書（案）	14	2.3	・会計監査人による監査報告書を事業年度末から90日以内に県に提出すること。	・会計監査人による監査報告書を事業年度末から60日以内に県に提出すること。	書類の提出時期を変更することとしたため
22	要求水準書（案）	39	3.1.2 4)②	運営権者は、設計完了後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完了後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計完成後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完成後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	文言調整
23	要求水準書（案）	62	3.2.2 4)②	運営権者は、設計完了後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完了後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計完成後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完成後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	文言調整
24	要求水準書（案）	78	3.3.1 4)① C) e)	水質検査（法定検査）、水質精密試験及び水質日常試験・中試験等の結果で、放流水質基準（法定基準又は県基準）未達の場合等は以下の対応を図ること。	水質精密試験及び水質日常試験・中試験結果ごとに、放流水質基準（法定基準又は県基準）未達の場合等は以下の対応を図ること。	表現の明確化
25	要求水準書（案）	90	3.3.2 4)②	設計（調査を含む）が必要な場合は、下水道用設計標準歩掛表に準じて設計費の積算を行うとともに設計費内訳書を作成し、設計完了後速やかに県に提出の上、県の承認を得ること。	設計（調査を含む）が必要な場合は、下水道用設計標準歩掛表に準じて設計費の積算を行うとともに設計費内訳書を作成し、設計完成後速やかに県に提出の上、県の承認を得ること。	文言調整
30	要求水準書（案）	90	3.3.2 4)③	運営権者は、設計完了後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完了後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計完成後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計完成後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	文言調整
31	要求水準書（案）	98	第6.	本業務の実施に当たり、運営権者は、下表に示す書類を県に提出すること ³³ 。また、本業務については、2.3に定める区分経理により管理を行うこと。なお、貸付業務計画書及び貸付業務契約書については、その内容に変更が生じた場合、運営権者は、変更後の各書類を速やかに県に提出すること。	また、本業務の実施に当たり、運営権者は、下表に示す書類を県に提出すること ³³ 。なお、貸付業務計画書及び貸付業務契約書については、その内容に変更が生じた場合、運営権者は、変更後の各書類を速やかに県に提出すること。	No.22の変更へ対応するための文言整理
32	要求水準書（案）	別紙3-6-12	2.12)	測定頻度：1回/月	測定頻度：1回/年	修正

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（案） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
1	モニタリング基本計画書（案）	8, 9, 10	表2-1	提出期限 年間事業計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで） 単体作成財務諸表：事業年度末から90日以内 連結作成財務諸表：事業年度末から90日以内 会計監査人による監査報告書：事業年度末から90日以内 9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表：事業年度末から90日以内 年間業務報告書：事業年度末から90日以内 半期業務報告書：第2四半期末から45日以内 四半期業務報告書：各四半期末から45日以内	提出期限 年間事業計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで 単体作成財務諸表：事業年度末から60日以内 連結作成財務諸表：事業年度末から60日以内 会計監査人による監査報告書：事業年度末から60日以内 9個別事業の貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表：事業年度末から60日以内 年間業務報告書：事業年度末から60日以内 半期業務報告書：第2四半期末から30日以内 四半期業務報告書：各四半期末から30日以内	書類の提出時期を変更することとしたため
2	モニタリング基本計画書（案）	11	表2-2	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで	表現の明確化
3	モニタリング基本計画書（案）	12	表2-3	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで	表現の明確化
4	モニタリング基本計画書（案）	14	表2-5	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで） 年間運転管理・水質管理報告書：事業年度末から30日以内（別途県が指定する事項については，事業年度末から60日以内）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで 年間運転管理・水質管理報告書：事業年度末から30日以内	表現の明確化
5	モニタリング基本計画書（案）	15	表2-6	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで	表現の明確化
6	モニタリング基本計画書（案）	17	表2-8	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間運転管理・水質管理計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで	表現の明確化
7	モニタリング基本計画書（案）	18	表2-9	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：本事業開始予定日30日前まで（以降，事業年度の前事業年度末30日前まで）	提出期限 年間保守点検・修繕計画書：当該事業年度の前事業年度末30日前まで	表現の明確化
8	モニタリング基本計画書（案）	19	表2-10	書類 改築計画書 着手届（設計） 完成届（設計） 設計図書 着手届（工事） 施工計画書 工事完成図書 事故報告書	書類 改築計画書 着手届（設計） 業務計画書（設計） 完成届（設計） 設計図書 着手届（工事） 施工計画書 工事完成図書 事故報告書	要求水準書との整合のための文言整理
9	モニタリング基本計画書（案）	20	表2-11	提出期限 貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表 ⁹ ：事業年度末から90日以内	提出期限 貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表 ⁹ ：事業年度末から60日以内	書類の提出時期を変更することとしたため
10	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	書類 貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表	書類 事業単位ごとの貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表	表現の明確化
11	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	運営権者による書類の提出期限 貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表：事業年度末から90日以内	運営権者による書類の提出期限 事業単位ごとの貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書 ⁵ 及び個別注記表：事業年度末から60日以内	書類の提出時期を変更することとしたため

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
12	モニタリング基本計画書（案）	21	表2-13	<p>県のモニタリング手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意事業計画書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 ・年度ごとに貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。 	<p>県のモニタリング手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意事業計画書の内容が法令に抵触するものでないか、義務事業、附帯事業に影響を及ぼすものとなっていないか、独立採算事業となっているか確認する。 ・年度ごとに事業単位ごとの貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表の提出を受け、確認する。 	表現の明確化
13	モニタリング基本計画書（案）	23	本文	<p>なお、この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p>	<p>なお、この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を必要な限りにおいて破壊して検査することができる。</p>	実施契約の変更へ対応するための文言整理
14	モニタリング基本計画書（案）	24	表3-1	<p>違反レベル：レベル4重度の要求水準違反（法令違反）</p> <p>事象 - 流域下水道事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水質に関する法定基準未達（ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） ・法令違反 	<p>違反レベル：レベル4重度の要求水準違反（法令違反）</p> <p>事象 - 流域下水道事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水質に関する法定基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が法定基準未達である場合，ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） ・法令違反 	要求水準書との整合のための文言整理

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書（案） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
1	基本協定書（案）	3	第4条第1項(4)	SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定、 会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を設置する規定又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定 があること。	SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。	監査等委員会の設置を認めることとしたため
2	基本協定書（案）	3	第4条第2項	優先交渉権者構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、【設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人】を県に通知させるものとする。	優先交渉権者構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人 を県に通知させるものとする。	No.1の変更へ対応するための文言整理
3	基本協定書（案）	3	第4条第2項脚注4	優先交渉権者の提案に基づき記載します。	-	No.1の変更へ対応するための文言整理
4	基本協定書（案）	4	第5条第2項(6)	本議決権株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより 義務事業又は附帯事業（いずれも実施契約に定める定義による。） に導入された場合、県及び県が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾すること、及び当該利用許諾に関して県又は県が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をすること。	本議決権株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより 本事業等 に導入された場合、県及び県が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾すること、及び当該利用許諾に関して県又は県が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をすること。	任意事業を除くこととしたため
5	基本協定書（案）	9	第10条第2項(2)	①当該情報を知る必要のある 優先交渉権者構成員 の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある 優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社 としてあらかじめ県と 優先交渉権者構成員 の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、 優先交渉権者構成員 と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある 運営権者 の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある 者 としてあらかじめ県と 運営権者 の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、 運営権者 と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	別紙2（株主誓約書）第8条に合わせるための修正
6	基本協定書（案）	9	第10条第2項(6)	優先交渉権者構成員が本事業等に関する資金調達に必要な範囲で、金融機関等に対して優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	-	金融機関等に対しても資金調達に必要な範囲で開示を認めることとしたため
7	基本協定書（案）	13	別紙2 第7項	当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより 義務事業又は附帯事業（いずれも実施契約に定める定義による。） に導入された場合、県及び県が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾すること、及び当該利用許諾について県又は県が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をすること。	当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより 本事業等 に導入された場合、県及び県が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾すること、及び当該利用許諾について県又は県が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をすること。	任意事業を除くこととしたため
8	基本協定書（案）	13	別紙2 第8項	当社は、本誓約書に関する事項につき、① 法令等又は裁判所により開示が命ぜられた場合 、② 当社が本事業等に関する資金調達に必要な範囲で、金融機関等に対して当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 、③(i)当該情報を知る必要のある当社の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは(ii)当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、④ 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合 、⑤ 本項の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合 、又は⑥ 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。	当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業等に関する資金調達に必要な範囲として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、 代理人、請負人 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、 代理人、請負人 、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。	第10条第2項に合わせるための修正

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
1	実施契約書（案）	2	第8条第1項(3)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を設置する規定又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。	監査等委員会の設置を認めることとしたため
2	実施契約書（案）	4	第11条第1項	第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項、第2項及び第4項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に県に通知する。	第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項、第2項及び第3項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に県に通知する。	No.3の追加へ対応するための文言整理
3	実施契約書（案）	4	第11条第3項	瑕疵担保期間又は瑕疵担保期間（新設調整池等）の経過後において、運営権設定対象施設（新設調整池等を含む。）について瑕疵（新設調整池等については、県から運営権者への引渡時点における瑕疵をいう。以下本項において同じ。）が発見され、当該瑕疵について、県が施工業者、製造業者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく修補請求又は損害賠償請求を行うことができる場合、県は、運営権者の要請に応じて、当該工事請負業者等をして当該瑕疵の修補を行わせ、又は当該瑕疵に起因して県に生じた損害若しくは費用等を補償させる。当該瑕疵に起因して県が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から県に生じた損害又は費用等（もしあれば。）を控除した残額の限度で、当該瑕疵に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償する。運営権者は、県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。	-	工事請負業者への請求に係る規定を追加することとしたため
4	実施契約書（案）	5	第11条第4項	県は、前項に定める場合を除き、瑕疵担保期間又は瑕疵担保期間（新設調整池等）経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。	県は、瑕疵担保期間又は瑕疵担保期間（新設調整池等）経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。	No.3の追加へ対応するための文言整理
5	実施契約書（案）	17	第39条第6項	前項の定めに加えて、①運営権設定対象施設について瑕疵（第11条第1項（新設調整池等については第2項）に定める意味を有する。）が存在したこと、又は②第11条第5項に定める情報等に瑕疵（第11条第5項に定める意味を有する。）が存在したこと起因して、改築提案書に記載のない運営権設定対象施設の改築が必要となった場合、運営権者は、県に対して、改築提案書に記載した改築内容の変更又は改築に係る工事の入替について協議を申し入れることができ、県は必要と認める範囲で改築提案書に記載した改築の変更又は改築に係る工事の入替を承認することができるものとする。	前項の定めに加えて、①運営権設定対象施設について瑕疵（第11条第1項に定める意味を有する。）が存在したこと、又は②第11条第3項に定める情報等に瑕疵（第11条第3項に定める意味を有する。）が存在したこと起因して、改築提案書に記載のない運営権設定対象施設の改築が必要となった場合、運営権者は、県に対して、改築提案書に記載した改築内容の変更又は改築に係る工事の入替について協議を申し入れることができ、県は必要と認める範囲で改築提案書に記載した改築の変更又は改築に係る工事の入替を承認することができるものとする。	No.3の追加へ対応するための文言整理
6	実施契約書（案）	18	第43条第2項	この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。	この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築に係る工事の目的物を必要な限りにおいて破壊して検査することができる。	実態を反映させるための文言調整
7	実施契約書（案）	30	第65条第1項(1)イ(イ)	720万円	720万円又は当該水道用水供給事業による現在給水人口に130円を乗じて得た額のうち、いずれか高い金額	実態を反映させるための文言調整
8	実施契約書（案）	34	第74条第2項(5)	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会を設置する規定又は会社法第2条第12号に定める指名委員会等を設置する規定のいずれかの規定があること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する定めがあること。	No.1の追加へ対応するための文言整理

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
9	実施契約書（案）	39	第83条	県又は県の指定する者は、第80条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産に瑕疵（なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる（ただし、当該瑕疵から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限る。）。また、第79条の規定により運営権者から県又は県の指定する者に提供された情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする（ただし、当該瑕疵から県又は県の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額とする。）を超えない場合であっても、運営権者は、県又は県の指定する者において当該情報の瑕疵を是正又は訂正できるよう、最大限協力するものとする。）。	県又は県の指定する者は、第80条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産に瑕疵（なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、第79条の規定により運営権者から県又は県の指定する者に提供された情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする。	免責規定を追加することとしたため
10	実施契約書（案）	48	第105条第2項	運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。	運営権者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業等に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。	任意事業を除くこととしたため
11	実施契約書（案）	48	第105条第3項	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。	運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業等に導入した場合、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。	任意事業を除くこととしたため
12	実施契約書（案）	61	別紙1(131)	「利用料金」とは、運営権設定対象施設の利用について、使用者が運営権者に対して支払うこととなる、宮城県公営企業設置条例第19条第1項に定める利用料金をいう。	「利用料金」とは、運営権設定対象施設の利用について、使用者が運営権者に対して支払うこととなる、宮城県公営企業条例第19条第1項に定める利用料金をいう。	文言調整
13	実施契約書（案）	105	別紙10-2第1項 算出式	（流域下水道事業） 月次利用料金＝月次運営権者収受額（*1）×計算対象月の水量実績÷月次水量見込（*2） （*1）「月次運営権者収受額」とは、計算対象月において適用される月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされている場合には当該改定後の月次運営権者収受額）をいう。 （*2）「月次水量見込」とは、①初回料金期間においては、当該料金期間における当初長期水量見込の合計を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいい、②その他の料金期間においては、料金期間ごとに県が運営権者に提示する当該料金期間における水量見込を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいう（以下本別紙において同じ。）。 （*3）「基本水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考二に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。 （*4）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考三に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。	（流域下水道事業） 月次利用料金＝月次運営権者収受額（*1）×計算対象月の水量実績÷月次水量見込（*2） （*1）「月次運営権者収受額」とは、計算対象月において適用される月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされている場合には当該改定後の月次運営権者収受額）をいう。 （*2）「月次水量見込」とは、特定の料金期間における当初長期水量見込の合計を、県が指定する当該料金期間を構成する月数で除した数値をいう（以下本別紙において同じ。）。 （*3）「基本水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考二に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。 （*4）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考三に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。	表現の明確化

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	旧	変更理由
14	実施契約書（案）	107	別紙10-2 第5項 算出式	<p>年度末調整金 = (不足水量 - 減免対象水量 (*1)) × 年次運営権者収受額 (*2) ÷ (計算対象事業年度水量見込 (*3) × 0.8)</p> <p>(*1) 「減免対象水量」とは、以下の算出式に従って算出される水量 (単位: m) (なお、給水停止時間が0である場合、減免対象水量は0とする。) をいう。</p> <p>【算出式】 減免対象水量 = (当該事業年度分の年間責任水量 ÷ 当該事業年度の総日数) × 給水停止時間 (*) ÷ 24 (*) 「給水停止時間」とは、計算対象事業年度において、運営権者の責めに帰すべき事由によって実施された給水停止時間 (もしあれば。) の合計時間数 (1時間を1単位とし、1時間未満の時間数については切り捨てる。) をいう。</p> <p>(*2) 「年次運営権者収受額」とは、計算対象事業年度において実際に適用された月次運営権者収受額 (既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされていた場合には当該改定後の月次運営権者収受額) の合計額をいう。</p> <p>(*3) 「計算対象事業年度水量見込」とは、①計算対象事業年度が初回料金期間に属する場合においては、計算対象事業年度の当初長期水量見込をいい、②計算対象事業年度が初回料金期間以外の料金期間に属する場合においては、料金期間ごとに県が運営権者に提示する当該料金期間における水量見込のうち、計算対象事業年度の水量見込をいう。</p>	<p>年度末調整金 = (不足水量 - 減免対象水量 (*1)) × 年次運営権者収受額 (*2) ÷ (計算対象事業年度分の当初長期水量見込 × 0.8)</p> <p>(*1) 「減免対象水量」とは、以下の算出式に従って算出される水量 (単位: m) (なお、給水停止時間が0である場合、減免対象水量は0とする。) をいう。</p> <p>【算出式】 減免対象水量 = (当該事業年度分の年間責任水量 ÷ 当該事業年度の総日数) × 給水停止時間 (*) ÷ 24 (*) 「給水停止時間」とは、計算対象事業年度において、運営権者の責めに帰すべき事由によって実施された給水停止時間 (もしあれば。) の合計時間数 (1時間を1単位とし、1時間未満の時間数については切り捨てる。) をいう。</p> <p>(*2) 「年次運営権者収受額」とは、計算対象事業年度において実際に適用された月次運営権者収受額 (既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされていた場合には当該改定後の月次運営権者収受額) の合計額をいう。</p>	No.13の修正へ対応するための文言整理
15	実施契約書（案）	112	別紙10-4 第3項(1) 算出式	(*2) 「基準期間」とは、本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間 (ただし、当該運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間が初回料金期間である場合には、令和2年度の事業年度1年間) をいう。	(*2) 「基準期間」とは、本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間をいう。	修正
16	実施契約書（案）	113	別紙10-4 第3項(2) 算出式	<p>(著しく物価が下落した場合) 臨時改定後の物価変動費の合計額 = 基準物価変動費 (*) の合計額 × {1 - (1 - 物価変動比率 (臨時改定) - 物価割合) }</p> <p>(著しく物価が上昇した場合) 臨時改定後の物価変動費の合計額 = 基準物価変動費 (*) の合計額 × {1 + (物価変動比率 (臨時改定) - 1 - 物価割合) }</p>	<p>(著しく物価が下落した場合) 臨時改定後の物価変動費の合計額 = 基準物価変動費 (*) の合計額 × {1 - (物価変動比率 (臨時改定) - 物価割合) }</p> <p>(著しく物価が上昇した場合) 臨時改定後の物価変動費の合計額 = 基準物価変動費 (*) の合計額 × {1 + (物価変動比率 (臨時改定) - 物価割合) }</p>	修正
17	実施契約書（案）	117	別紙11第8 条	<p>受託者は、委託者に対し、各月において使用者から収受した料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額 (ただし、使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合には、①当該使用者から実際に収受できた金額から、②当該実際に収受できた金額に県収受割合 (月ごとに、当該月において収受される予定であった料金等の額を、当該月において収受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。) を乗じた金額を差し引いた金額) を、使用者が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日 (ただし、料金等及び利用料金の支払期限が月末であり、かつ土曜日、日曜日又は祝日その他銀行の休日であることにより、当該銀行口座に料金等及び利用料金が着金した日が、本来着金すべき月の翌月となる場合には、当該月の末日) までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。</p>	<p>受託者は、委託者に対し、各月において使用者から収受した料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額 (ただし、使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合には、①当該使用者から実際に収受できた金額から、②当該実際に収受できた金額に県収受割合 (月ごとに、当該月において収受される予定であった料金等の額を、当該月において収受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。) を乗じた金額を差し引いた金額) を、使用者が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。</p>	表現の明確化